

浦添市ファシリティマネジメント施策に関する民間提案制度実施要領
(平成 30 年 1 月 18 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、浦添市（以下「市」という。）が所有又は管理する資産（土地、建物、構築物、設備等）とその環境を最適な状態で保有し、使用し、運営し、維持するための総合的な資産経営を行うファシリティマネジメント（以下「公共 FM」という。）の推進に関する施策の一環として、市有施設の整備及び維持管理業務、その他の公共 FM に関する事業において実施する民間提案制度について必要な共通事項を定める。

(民間提案制度の目的)

第 2 条 民間提案制度の実施にあたっては、主に次の目的をもって実施する。

- (1) 民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することにより、施設やその環境の特性を活かした充実した施設運営や、機能性の高い魅力ある施設の整備等を実現することで、公共サービスの向上を図る。
- (2) 民間の幅広い参入を促し、民間の新たな事業機会を創出するほか、民間投資を喚起することにより、地域経済の活性化を図る。
- (3) 民間資金や技術等を活用することで、施設整備にかかる費用や施設運営にかかる費用の両面から、施設のライフサイクルコストを縮減し、市の財政負担の軽減を図る。

(提案者)

第 3 条 この要領による提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、前条に規定する目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO 法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除くものとする。

(制度の概要)

第 4 条 民間提案制度は、プロポーザル方式の手法を用いて、次のとおり実施する。

- (1) 市は、公共 FM の施策に関する事業について、事業の概要、コスト、実施状況等を掲載したリスト（以下「提案事業リスト」という。）を作成し、公表する。
- (2) 民間事業者等は、提案事業リストに掲載された事業等について、「市民サービスの向上」「行財政運営の効率化」「コスト縮減・平準化」「地域経済の活性化」などに繋がる提案（以下「民間提案」という。）を、市に行うことができる。

- (3) 市は、民間提案の採否を決定し、民間提案を採用し事業化を進めるものは事業計画を、採用しないものはその理由を明らかにし公表する。

2 民間提案の採否の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 採用（一部採用） 民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- (2) 継続協議 事業化の可能性はあるが、課題等の整理が必要な場合
- (3) 不採用 事業化に適さないと判断した場合

3 採用された民間提案を実施する事業実施者の選定は、次の手順で行うものとする。

- (1) 採用された民間提案の提案者は、交渉権者となり契約書を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進める。なお、この際の協議は、交渉権者の提案の範囲内で行うものとし、協議が整わない場合は、事業化は行わない。
- (2) 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として市と契約を締結する。

（提案者の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する民間事業者等は、提案者及び提案者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 国及び地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者、並びに浦添市暴力団排除条例（平成23年6月29日条例第14号）に基づく排除措置に該当する者
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続きが終了していない者
- (5) 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

（民間提案内容の評価等に関する視点）

第6条 民間提案の内容評価、採否決定の視点は、次のとおりとする。

- 1 公民連携を広めていけるか。（将来性）
- 2 地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用、地域経済等の活性化が図れるか。（地域性）
- 3 継続事業ができるよう経営基盤、事業を安定的に担う体制、能力を有しているか。（安定性・実現性）
- 4 市のコスト縮減や平準化、または収入の増加が見込まれ、かつ公共サービス

の向上が図られるか。(効率性・効果性)

5 事業化にあたって支障となる事項はないか。(法令適合性・行政責任確保)

6 以下のような創意工夫のある提案内容となっているか。(独創性)

(1) 独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。

(2) 地域雇用への配慮や、地域経済の活性化を図る工夫があるか。

(3) 行政が実施するよりも公共サービスの向上ができる工夫があるか。

(留意事項)

第7条 民間提案制度の実施にあたり、次のことに留意する。

(1) 民間提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 民間提案に関する質問や回答、また審査の概要や民間提案の採否結果等については、市のホームページ等で公表する。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれて内容については、知的財産保護の観点から非公開にするなど、提案者の権利その他正当な利益を損ねることがないように配慮する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この民間提案制度の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。